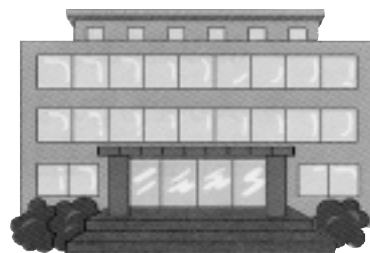


平成21年5月までに

裁判員制度 がはじまります!



Q1 裁判員制度とは?

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。

Q2 なぜ導入されるの?

国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

Q3 裁判員が参加するのはどのような事件?

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- 人を殺した場合（殺人）
- 強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合（強盗致死傷）
- 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- 人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）
- 子どもに食事を与えず、放置して死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

Q4 裁判員はどのように選ばれるの?

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この名簿の中から1つの事件ごとに、裁判所における選任手続きにより選ばれます。

裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った方には連絡がいきます。

事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に来ていただく日時などをお知らせします。

裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続きが行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。

裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

Q5 裁判員に選ばれたどのようなことをするの?

1 公判に出席する

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判といいます）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。

2 評議、評決をする

証拠をすべて調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）することになります。裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

これまでの刑事裁判

裁判官 3人



裁判員制度が導入されると...

裁判官 3人 + 裁判員 6人



裁判員は6人、裁判官は3人です。ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。

Q6 裁判員になることは辞退できるの?

原則として辞退できません。裁判員候補者や裁判員が、裁判所からの辞退希望の質問に嘘をついたり、裁判員として呼ばれた尋問や公判に正当な理由がないのに出頭しなかった場合は、10万円以下または30万円以下の過料に処せられます。

ただし、次のような方は、申し出をして、裁判所から事情が認められれば辞退することができます。

- 70歳以上の方
- 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります）
- 学生または生徒
- 過去5年以内に裁判員、検察審査員などを務めたことのある方
- 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある方
- 重い病気やけが、同居する親族の介護や養育、父母の葬式など、やむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な方

Q7 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫?

裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」については、裁判官によって丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めるので、裁判員となる皆さんが法律に関する専門的な知識を持っている必要はありません。さらに、検察官や弁護士も、わかりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q8 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれないか?

裁判員の名前や住所などは公表されませんし、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。また、裁判員やその親族に危害が加えられる恐れがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

Q9 裁判員に日当や交通費は支払われるの?

支払われます。具体的な金額については、今後決まります。

Q10 裁判員候補者として呼ばれる可能性はどのくらい?

平成15年の裁判員制度の対象となる事件は3,089件でした。

同じ年の衆議院議員選挙時で選挙権をもっている人は約1億223万人ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。



問い合わせ先

- 最高裁判所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 ☎ 03-3264-8111 <http://www.courts.go.jp/>
- 法務省 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎ 03-3580-4111 <http://www.moj.go.jp/>
- 日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 ☎ 03-3580-9841 <http://www.nichibenren.go.jp/>